

## 低入札価格調査制度事務処理要領

### 1 趣旨

県が実施する低入札価格調査に係る事務については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 2 定義

- (1) この要領において「低入札価格調査」とは、一般競争入札により委託・役務契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項に規定する当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときの判断をするための調査をいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、(1)の調査を行う基準の価格をいう。
- (3) この要領において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格の入札をいう。
- (4) この要領において「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。

### 3 対象

この要領の対象となる契約は、委託・役務業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）に係る一般競争入札を行うもので契約担当職員が必要と認めるものとする。

### 4 調査基準価格の算定等

- (1) 調査基準価格は、次のアからカまでに掲げた費用を基礎として算定した額（以下「設計金額」という。）に100分の70を乗じて得た額とする。
  - ア 直接人件費 当該委託・役務業務に従事する者に対して支払う賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条の規定による賃金をいう。）のうち当該委託・役務業務を行うのに必要な労働時間数に相応する費用
  - イ 直接物品費 直接業務に必要となる物品費
  - ウ 健康保険料相当費 健康保険法（大正11年法律第70号）第161条第1項本文の規定により事業主が負担する保険料（当該委託・役務業務に従事する者に係るものに限る。）のうち当該委託・役務業務に必要な労働時間数に相応する費用
  - エ 厚生年金保険料相当費 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項の規定により事業主が負担する保険料（当該委託・役務業務に従事する者に係るものに限る。）のうち当該委託・役務業務に必要な労働時間数に相応する費用
  - オ 労働保険料相当費 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第31条第4項の規定により事業主が負担する保険料（当該委託・役務業務に従事する者に係るものに限る。）のうち当該委託・役務業務に必要な労働時間数に相応する費用
  - カ その他必要となる費用
- (2) 契約担当職員は、調査基準価格を定めたときは、予定価格調書中に当該調査基準価格を記載することとする。

## 5 入札参加者への周知

契約担当職員は、次のアからクまでに掲げることを公告に記載して、入札参加者へ周知する。

ア 調査基準価格が設定されていること。

イ 低価格入札があったときは、第7項に規定する調査の上で落札者を決定し、後日通知をすること。

ウ 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで第7項に規定する低入札価格調査に協力する義務があること。

エ 第7項第3号（エの場合を除く。）及び第4号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならないこと。

オ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、当該落札者は、自己の費用負担のもとで第8項第1号に定める業務開始時調査及び第9項第1号に定める業務完了後調査に協力する義務があること。

カ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、第8項第1号の業務開始時調査に応じる旨の特約をすること。

キ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、第9項第2号及び第3号並びに第10項に定める特約をすること。

ク 落札額を予定価格で除した商（以下「落札率」という。）が100分の50未満であった低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、第11項に定める措置を実施すること。

### ※ 契約書における特約事項（例）

- 1 受託者は、低入札価格調査の実実施時点において、低入札価格調査制度事務処理要領第7項第3号エの届出内容が未確定であった場合は、業務に従事する者が決定し、同項同号エの届出内容が確定した後、直ちに別記様式第4号を提出することとする。
- 2 発注者は、業務完了後調査の結果、委託・役務契約が適切に履行されていないと判断したときは、委託料の10分の3に相当する額の違約金を請求できることとする。
- 3 前号の違約金の請求は、その他の損害の発生があった場合における損害賠償請求を妨げるものではない。
- 4 業務委託契約約款第45条第2項の規定の適用については、「委託料の10分の1に相当する額」とあるのは、「委託料の10分の3に相当する額」と読み替えるものとする。

## 6 入札の執行

(1) 契約担当職員は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

(2) 契約担当職員は、前号の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っている入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、施行令第167条の8第1項後段の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」と宣言をしなければならない。

※ 一般競争入札等では再度入札となる場合、最低入札者は明らかにせず最低入札価格のみ告げることとしている。本項に定める低価格入札があった場合、この時点では最低入札者（調査対象者）は明らかにせず、上記の宣言に加え最低入札価格のみを告げて、開札を終了する。

- ※ 契約担当職員は、他入札への参加禁止措置の対象となるべき入札（落札率が100分の50未満）があった場合は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者に対し次の事項を確認し、入札状況とともに、契約・調達管理課にその旨を直ちに報告すること。
  - ・契約締結の意思（低入札価格調査を実施後、落札者となり契約を締結する場合は、契約保証金の増額（要領第10項）及び他入札への参加禁止措置（要領第11項）の対象となる旨について調査対象者に対し十分に説明した上で、契約締結する意思があるかどうか確認。）
  - ・他の入札への参加状況及び当該入札に係る発注所属
- ※ 契約・調達管理課は、契約担当職員が確認した発注所属に対し、他入札への参加禁止措置の可能性が生じた旨情報提供する。

## 7 低入札価格調査の実施等

- (1) 契約担当職員は、前項の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）について、低入札価格調査を実施する。

※ 入札が無効とされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、くじ引きによって、優先的に調査対象者を決定する。

- (2) 低入札価格調査は次の手順で実施する。

ア 調査対象者は、次の(ア)から(オ)に掲げる資料等（以下「資料等」という。）を作成し、提出するものとし、資料等の作成に要する費用は、当該調査対象者の負担とする。

- (ア) 低入札価格調査資料等提出書（別記様式第1号）
- (イ) 当該価格により入札した理由（別記様式第2号）
- (ウ) 業務に必要な経費に係る内訳書（別記様式第3号）
- (エ) 業務に従事する者に係る社会保険等届出内容調査票（別記様式第4号）
- (オ) その他契約担当職員が必要と認める資料

イ 契約担当職員は、アにより提出された資料の内容について、当該調査対象者からヒアリングを行うことができる。

ウ 契約担当職員は、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に事前に確認した上で、適切に設定する。

- (3) 契約担当職員は、前号アにより提出された資料等の内容を確認し、当該内容が次のいずれかに該当するときは、当該調査対象者について、施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、委託契約の相手方として不相当であると認めて、落札者としなないこととする。

ア 調査対象者が算定した直接人件費の額の合計が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条の規定による最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）に業務に必要な労働時間数を乗じて得た額に満たない場合

イ 調査対象者が算定した健康保険料相当費、厚生年金保険料相当費及び労働保険料相当費の額のいずれかが関係法令の規定によって算定する金額に満たない場合

ウ 調査対象者が算定した健康保険料相当費、厚生年金保険料相当費及び労働保険料相当費に係る算定基礎のいずれかが、当該委託・役務業務を行うために必要な人数又は労働時間

数を満たしていないことが明らかである場合

- エ 低入札価格調査の時点において、当該調査対象者が次に掲げる届出を行っていない場合
- (ア) 健康保険法第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出
  - (イ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出
  - (ウ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）
  - (エ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出
- オ その他契約担当職員が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合
- (4) 当該調査対象者が、提出期限までに資料等又は追加資料等を提出しないとき（提出された資料等又は追加資料等の不備を是正しないときを含む。）は、施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、委託・役務契約の相手方として不適当であると認めて、落札者としなさいこととする。

- ※ 低入札価格調査においては、契約保証金の増額（要領第10項）及び落札率が100分の50未満であった場合の他入札への参加禁止措置（要領第11項）について十分に説明し、調査対象者に契約締結の意思を必ず確認すること。
- ※ その結果、契約締結の意思がないことが確認された場合は、上記取扱いを踏まえ「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、委託契約の相手方として不適当である」と判断し、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について、低入札価格調査を実施する。ただし、当該最低価格入札者の入札額が低価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。
- ※ 契約締結の意思が確認でき、本項による調査の結果、契約の相手方として適当と認めるときは、当該者に落札決定を行うこととなる。また、一般競争入札の場合は、入札会場において、入札に参加した者全員に落札決定を行った旨が通知されることから、低入札価格調査制度適用案件においても、落札決定を行った旨は、入札に参加した者すべてに通知すること。

## 8 業務開始時調査の実施

- (1) 契約担当職員は、前項の調査時点において、業務に従事する者が未定である等の理由により前項第3号エの届出内容が未確定であった場合は、業務に従事する者が決定し前項第3号エの届出内容が確定した後、直ちに届出内容を確認するための業務開始時調査を行う。この場合においては、当該調査対象者から別記様式第4号による調査票（以下「調査票」という。）を、再度、提出させるものとする。
- (2) 契約担当職員は、前号の調査の結果、当該調査対象者が前項第3号エの（ア）から（エ）までのいずれかの届出を行っていないことが明らかになったときは、10日（広島県会計規則（昭和39年広島県規則第39号）第2条第14号に規定する開庁日に限る。）以内に当該届出を行うように、直ちに請求しなければならない。
- (3) 前号の請求にかかわらず、正当な理由なく届出が行われなかったときは、契約担当職員は、業務委託契約約款第35条第1項第5号又はこれに相当する規定に基づき、当該委託・役務業務契約を解除するものとする。

## 9 業務完了後調査の実施等

契約担当職員は、調査対象者を落札者として委託・役務契約を締結するときは、第7項第3号

により確認した事項が適切に履行されたかについて、別記様式第5号の2により、当該落札者の費用負担のもとで業務完了後調査を行う。この場合においては、調査対象者から別記様式第5号の1及び第5号の2を提出させるものとする。

- (2) 契約担当職員は、前号の調査の結果、委託・役務契約が適切に履行されていないと判断したときは、当該落札者に対して、次項に定める率により算定した違約金を請求できることとする。
- (3) 前号の違約金の請求は、その他の損害の発生があった場合における損害賠償請求を妨げるものではない。

#### 10 契約保証金及び違約金

- (1) 契約担当職員が調査対象者を落札者として委託・役務契約を締結する場合は、規則第4条第1項第5号に該当しないものとし、その場合における契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金の額は、それぞれ契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 契約担当職員は、前号の契約保証金について、契約の締結と同時に契約書に記載された金額の全額を納付させなければならない。

※ 契約保証金の返還は、前項の規定による違約金の請求に影響しないよう、業務完了後調査を実施した後に行うこと。

#### 11 他入札への参加禁止措置

- (1) 契約担当職員は、落札率が100分の50未満であった調査対象者を落札者として委託・役務契約を締結した場合は、当該委託・役務業務が完了し、その業務に係る県の検査が終了した後、契約・調達管理課が第5号の規定により通知するまでの間、当該落札者が県の委託・役務業務契約に係る入札等に参加することを認めないこととする。
- (2) 契約担当職員は、前号に該当することとなったときは、直ちに別記様式第6号により知事に報告しなければならない。

※ 契約担当職員は、当該者に落札決定を行った場合、直ちに本号の手続を行うこと。

- (3) 知事は、前号の報告を受けたときは、直ちに別記様式第7号により当該落札者に他入札への参加禁止措置を行う旨通知するとともに、別記様式第8号により各契約担当職員に通知するものとする。

※ 契約・調達管理課は、原則として、契約日前に本号による他入札への参加禁止措置の通知を発出する。

- (4) 契約担当職員は、第1号に規定する検査が終了したときは、直ちに別記様式第9号により知事に報告しなければならない。
- (5) 知事は、前号の報告を受けたときは、直ちに別記様式第10号により当該落札者に他入札への参加禁止措置が終了した旨通知するとともに、別記様式第11号により各契約担当職員に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月12日から施行し、平成28年度の契約事務から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月8日から施行し、平成28年度の契約事務から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

低入札価格調査資料等提出書

令和 年 月 日

（契約担当職員） 様

住所又は所在地

氏名、商号又は名称

（担 当 者 ）

（電 話 番 号 ）

（F A X 番 号 ）

（メールアドレス ）

業務名

業務の場所

委託・役務業務における低入札価格調査制度事務処理要領第7項に規定する資料等を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

備考 添付する別紙と割り印するものとする。

当該価格により入札した理由

業務に必要な経費に係る内訳書

費 目	合 計 額	算 定 基 礎
直 接 人 件 費	円	
直 接 物 品 費	円	
健康保険料相当費	円	
厚生年金保険料相当費	円	
労働保険料相当費	円	
そ の 他 の 費 用	円	
消費税及び地方消費税相当額	円	
合 計	円	

備考 1 算定基礎の直接人件費の欄は、業務に従事する者の人数、賃金の時間単価及び労働時間数を明示すること。

2 算定基礎の健康保険料相当費及び厚生年金保険料相当費の欄は、業務に従事する者の人数、標準報酬月額、保険料率及び業務に従事する労働時間数を明示すること。

3 労働保険料相当費の項算定基礎の欄は、業務に従事する者の人数、賃金の時間単価、保険料率及び労働時間数を明示すること。

4 算定基礎のその他の費用の欄は、概ね次に掲げるものの合計額を記載することとし、算定基礎は省略できるものとする。

ア 総合調整費 業務全般の総合調整に関する費用

イ 福利厚生費 従業員に対する貸与被服、医療等の福利厚生に要する費用

- ウ 通信交通費 従業員の出張旅費、発注者等への連絡交通費、連絡用車両の損料及び電話、郵便等の通信費
- エ 安全管理費 危険防止等の安全管理に関する費用
- オ 技術管理費 資料作成、諸手続、資格等の届出その他の技術管理上必要な費用
- カ 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬
- キ 従業員給料手当 現場従業員を除く従業員に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰込額を含む）
- ク 退職金 従業員に対する退職金（退職給与引当金繰込額及び退職年金掛金を含む）
- ケ 修繕維持費 建物、装置等の修繕維持、倉庫物品の管理等に要する費用
- コ 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
- サ 通信交通費 通信費、交通費及び旅費
- シ 光熱水費 電力、水道、ガス等の使用料
- ス 調査研究費 技術研究、開発等に要する費用
- セ 広告宣伝費 広告、公告又は宣伝に要する費用
- ソ 交際費 得意先、来客等に対する接待、慶弔見舞及び中元歳暮等に要する費用
- タ 寄付金 社会福祉団体等に対する寄付金
- チ 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料
- ツ 減価償却費 減価償却資産に対する償却額
- テ 租税公課 事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
- ト 保険料 火災保険その他の損害保険料
- ナ 雑費 上記のいずれにも属さない費用

別記様式第4号（第7項関係）

業務に従事する者に係る社会保険等届出内容調査票

記入日： 年 月 日

労働者番号等	担当する役割	1日あたり労働時間	社会保険等への届出内容					備考
			健康保険	厚生年金保険	標準報酬月額	労災保険	雇用保険	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出予定(2号) 届出予定(非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出予定(2号) 届出予定(非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出予定(2号) 届出予定(非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出予定(2号) 届出予定(非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	

- 備考
- この調査票を記入する日を基準とする。
  - 労働者番号等の欄は、番号、記号、イニシャル等、記載方法は任意とするが、調査票提出後に確認等を行う場合があることに留意すること。
  - 社会保険等への届出内容の各欄は、該当に丸印をつけることとする。なお、「届出済」に丸印を付けた場合は、届出済であることが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書、労働保険料に係る納付書・領収証書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）。これらに代え確認可能な他の書類でも可。）の写し（※氏名は削除した上で調査票の「労働者番号等」を記載すること）を添付すること。
  - 記入日現在において雇用されていない者を業務に従事させる予定である場合は、労働者番号等の欄に「従事者未定」と記載し、社会保険等への届出状況の欄は記入しないこととする。
  - 社会保険等への届出内容の各欄に、「届出予定」又は「適用外」に丸印をつけたときは、その理由を備考の欄に記載すること。
  - 労災保険の欄中かっこ書きには、労災保険が適用される場合における労災保険料率を記入すること。

業務完了後調査資料提出書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

住所又は所在地

氏名、商号又は名称

(担 当 者 )

(電 話 番 号 )

(F A X 番 号 )

(メールアドレス )

業務名

業務の場所

委託・役務業務における低入札価格調査制度事務処理要領第9項に規定する業務完了後調査に係る資料を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

備考 添付する別紙と割り印するものとする。

## 別記様式第5号の2（第9項関係）その1

## 業務完了後調査書（業務に必要な経費に係る内訳）

費目	合計額	算定基礎	確認結果
直接人件費	円		適・不適
直接物品費	円		適・不適
健康保険料相当費	円		適・不適
厚生年金保険料相当費	円		適・不適
労働保険料相当費	円		適・不適
その他の費用	円		適・不適
消費税及び地方 消費税相当額	円		適・不適
合計	円		

備考 確認結果の欄は、各費目について確認した結果により、該当に丸印をつけること。この場合において、「不適」に丸印をつけた場合においては、その理由を記載すること。

別記様式第5号の2（第9項関係）その2

業務完了後調査票（業務に従事する者に係る社会保険等届出内容）

労働者番号等	担当する役割	1日あたり労働時間	社会保険等への届出内容					確認結果
			健康保険	厚生年金保険	標準報酬月額	労災保険	雇用保険	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 ( %) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 ( %) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 ( %) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適
		(週 日勤務) 時間 分	届出済(2号) 届出済(非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 ( %) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適

- 備考 1 労働者番号等及び担当する役割の欄は、業務に従事する者に係る社会保険等届出内容調査票の内容（第8項の規定による業務開始時調査を行った場合は当該業務開始時調査の内容とする。）を転記すること。
- 2 社会保険等への届出内容の各欄の「届出済」に丸印を付けた場合は、届出済であることが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書、労働保険料に係る納付書・領収証書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）。これらに代え確認可能な他の書類でも可。）の写し（※氏名は削除した上で調査票の「労働者番号等」を記載すること）を添付すること。なお、別紙様式第4号の記載内容と変更がない場合は、添付を要しない。
- 3 社会保険等への届出内容及び確認結果の欄は、第7項第3号エの事項について確認した結果により、該当に丸印をつけること。

令和 年 月 日

広島県知事様  
（契約・調達管理課）

契約担当職員

他入札への参加禁止措置に係る事案発生報告書

低入札価格調査制度事務処理要領第11項第1号に定める他入札への参加禁止措置に係る事案が発生したので、同項第2号の規定に基づき報告します。

契約相手方	業者番号	
	氏名、商号又は名称 (法人の場合)	
	代表者氏名	
	住所又は所在地	
調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	
入札状況	予定価格	
	落札額	
	落札率	

備考 入札書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

（ 契約相手方 ） 様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
契約・調達管理課

印

他入札への参加禁止措置決定通知書

低入札価格調査制度事務処理要領第11項第1号の規定により、次のとおり、貴社を、広島県が発注する委託・役務業務に係る競争入札に参加することを認めないこととしますので、同項第3号の規定に基づき通知します。

措置期間		下記調達内容記載の契約日から別に通知する日まで
調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	

令和 年 月 日

関係課長様  
関係地方機関の長様

会計管理部契約・調達管理課長

委託・役務業務に係る他入札への参加禁止措置の実施について（通知）

低入札価格調査制度事務処理要領第11項第1号の規定により、次のとおり他入札への参加禁止措置を行うこととしたので、同項第3号の規定に基づき通知します。

相手方	業者番号	
	氏名、商号又は名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は所在地	
調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	
措置期間	上記調達内容記載の契約日から別に通知する日まで	

令和 年 月 日

広島県知事様  
（契約・調達管理課）

契約担当職員

他入札への参加禁止措置に係る検査終了報告書

令和 年 月 日付けの他入札への参加禁止措置事案発生報告について、業務が完了し、検査が終了したので、低入札価格調査制度事務処理要領第11項第4号の規定に基づき報告します。

相手方	業者番号	
	氏名、商号又は名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は所在地	
調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	
検査年月日		

令和 年 月 日

( 契約相手方 ) 様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 ⑩  
契約・調達管理課

委託・役務業務に係る他入札への参加禁止措置の終了について (通知)

令和 年 月 日付けで通知した次の他入札への参加禁止措置が終了したので、低入札  
価格調査制度事務処理要領第 11 項第 5 号の規定に基づき通知します。

調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	
検査年月日		

別記様式第 11 号 (第 11 項関係)

令和 年 月 日

関 係 課 長 様  
関係地方機関の長 様

会計管理部契約・調達管理課長

委託・役務業務に係る他入札への参加禁止措置の終了について (通知)

令和 年 月 日付けで通知した次の他入札への参加禁止措置が終了したので、低入札  
価格調査制度事務処理要領第 11 項第 5 号の規定に基づき通知します。

相 手 方	業 者 番 号	
	氏名、商号又は 名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は 所在地	
調 達 内 容	業 務 名	
	契 約 日	
	履 行 期 間	
検 査 年 月 日		

【参考資料】 低入札価格調査事務の流れ

